

平成19年度 第8回理事会

日 時 平成19年11月28日（水）11：00～

場 所 特別会議室

議 題

- 1 役員給与規程第4条に係る平成19年度の取り扱いについて
- 2 職員給与規程の一部改正について
- 3 職員退職手当支給規程の一部改正について
- 4 その他

資 料

- 1-1 役員給与規程第4条に係る平成19年度の取り扱いについて
- 2-1 職員給与規程の一部改正について
- 3-1 職員退職手当支給規程の一部改正について
- 4-1 主要行事（10月26日～11月27日）

理 事 会 資 料

平成19年11月28日

職 員 課

役員給与規程第4条に係る平成19年度の取り扱いについて

平成18年度独立行政法人評価委員会の機関評価は、「A」とされたところである。評価の内容は、年度計画を適切に実施した旨の評価であり、平成19年度における役員給与規程第4条の規定の取り扱いについては、前年度の取り扱い及び人件費を巡る厳しい状況を踏まえ、俸給の月額の増減はしないこととしたい。

<役員給与規程抜粋>**(俸 納)**

第4条 常勤役員の俸給の月額は、次の表に掲げるとおりとする。

号 備	俸 納 月 額
1	728,000円
2	784,000円
3	843,000円
4	922,000円

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる号俸とする。

一 理事長 4号俸

二 理事 3号俸以下

3 理事長は、前項第2号に掲げる常勤役員について、その職務の困難度、業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、号俸を決定する。

4 理事長は、役員の業績を考慮して必要があると認めるときは、常勤役員が受けるべき俸給の月額を増額し、又は減額するものとする。

理事会資料
平成19年11月28日
職員課

職員給与規程の一部改正について

I 基本的考え方

「国家公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正及び「国家公務員の自己啓発等休業に関する法律」の制定に伴い、当法人においても国に準じた取り扱いとするため、職員就業規則等関係規程の一部改正を行うとともに、自己啓発等休業に関する規程を制定することとなり、これに伴い給与関係についても、国に準じた取り扱いとするため、職員給与規程を改正することとする。

II 改正の概要

① 育児短時間勤務職員の関係について条文の追加

- ・俸給の月額について、当該職員の勤務時間数に応じたものとする。(第5条)
- ・通勤手当のうち、交通用具にかかる手当は、通勤回数が10回に満たない場合には、100分の50を減額する。(第17条第2項第2号)
- ・俸給の特別調整額が支給されている職員に対して支給する超過勤務手当の基礎となる時間数について、当該職員の勤務時間数に応じたものとする。(第23条第3項)
- ・裁量勤務職員の超過勤務手当支給額の算出に当たっての基礎となる時間数について当該職員の勤務時間数に応じたものとする。(第23条第4項)
- ・育児短時間勤務職員が正規の勤務時間を超えて勤務したうち、正規の勤務時間との合計が8時間までは、100分の100の割合とする。(第23条第5項)
- ・期末手当基礎額、期末手当の役職加算及び管理職加算、勤勉手当基礎額並びに期末特別手当基礎額の算出に際しての俸給の月額については、当該職員の勤務時間数に応じたものとした際に乗じた数で除したものとする。(フルタイム勤務時の額に割り戻す。)(第28条第5項及び第6項、第31条第3項、第32条第4項)

② その他条文の修文等

- ・字句の修正(第6条第10項、第28条第3項及び第4項)
- ・条文の追加(育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内に勤務した期間のある職員について、期末特別手当を支給する条文を追加)(第39条第3項)

③ 附則

- ・育児短時間勤務職員における17森林総研第1570号附則第8項から第10項(俸給月額の経過措置)についての適用の特例を規定。

III 改正期日

平成19年10月1日

* 職員給与規程の改正に伴い、職員給与規程実施細則及び同細則の運用通達についても、國の人事院規則等の改正に準じて一部改正を行う。

表 照 對 旧 新

4 任期内付研究員及び特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の175」とあるのは「100分の160」とする。
5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあつては、退職をし、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらの月額の合計額とする。
6 一般職員俸給表の適用を受ける職員で、その職務の経年3級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及び広域時間勤務手当の月額を算出率で除して得た額、並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えて得た額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）の100分の2.5を超えない範囲内で理事長が別に定める管掌又は監督の月額を算出率で除して得た額を加算した額）を計算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 略

(勤勉手当)

第31条 略

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）の100分の2.5を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を算出率で除して得た額）を計算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

4～6 略

(期末特別手当)

第32条 略

2～3 略

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあつては、退職をし、又は解雇にされた日現在）において指定職員が受けるべき俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（理事長が別に定める指定職員以外の指定職員にあっては、その額に俸給の月額に100分の2.5を乗じて得た額を加算した額）を計算した額を第2項の期末特別手当基礎額とする。

5～6 略

(育児休業等職員の給与)

第39条 略

2 略

3 第32条第1項に規定するそれとの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）があつて、当該勤務期間第74条第5項の規定にかかる期末特別手当を支給する。
4 職員就業規則第75条第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

附 則「平成19年9月28日19森林総研第836号」

(施行期日)

1 この規程は、平成19年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(青児短時間勤務職員に対する職員就業規則第75条第1項の規定による勤務（以下「青児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（17森林総研第1570号）附則第8項から第10項までの規定による俸給を支給されている特例）
2 施行以降に独立行政法人森林総合研究所職員就業規則第75条第1項の規定による勤務（以下「青児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（17森林総研第1570号）附則第8項から第10項までの規定による俸給を支給されている

4 任期付研究員及び特定任期付職員に対する前項の規定の適用については、「100分の140」とあるのは「100分の160」と、「100分の175」とあるのは「100分の160」とする。
5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあつては、退職をし、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

6

一般職員俸給表の適用を受ける職員で、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及び広域時間勤務手当の月額を算出率で除して得た額、並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管掌又は監督の月額に俸給の月額を算出率で除して得た額）を計算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

7 略

(勤勉手当)

第31条 略

2 略

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）の100分の2.5を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を算出率で除して得た額）を計算した額を第2項の勤勉手当基礎額とする。

4～6 略

(期末特別手当)

第32条 略

2～3 略

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職をし、又は解雇にされた職員にあつては、退職をし、又は解雇にされた日現在）において指定職員が受けるべき俸給の月額（育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（理事長が別に定めた額）を計算した額を第2項の期末特別手当基礎額とする。

5～6 略

(育児休業等職員の給与)

第39条 略

2 略

3 第32条第1項に規定するそれとの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）があつて、当該勤務期間第74条第5項の規定にかかる期末特別手当を支給する。

4 職員就業規則第75条第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

附 則「平成19年9月28日19森林総研第836号」

(施行期日)

1 この規程は、平成19年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(青児短時間勤務職員に対する職員就業規則第75条第1項の規定による勤務（以下「青児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（17森林総研第1570号）附則第8項から第10項までの規定による俸給を支給されている特例）
2 施行以降に独立行政法人森林総合研究所職員就業規則第75条第1項の規定による勤務（以下「青児短時間勤務」という。）を始めた職員が、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程（17森林総研第1570号）附則第8項から第10項までの規定による俸給を支給されている

場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の同規程附則第8項から第18項までの規定の適用について、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それと同表の右欄に掲げる字句とする。

第8項	には、俸給月額	以下、「経過措置職員」という。)が、独立行政法人森林総合研究所職員による勤務(以下「育児短時間勤務」という。)を始めた場合には、その者が育児短時間勤務をすることにより受け取ることとなる俸給の月額が平成18年3月31日において受け取っていた俸給の月額に同規則第46条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に達しない場合は、その期間中育児短時間勤務をすることにより受け取ることとなる俸給の月額
第9項	前項に規定する	経過措置 て、同項 て、前項

(育児短時間勤務職員に対する職員給与規程(18森林総研第1578号)附則の適用の特例)
 3 施行日以降に育児短時間勤務を始めた職員が、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(17森林総研第1570号)附則第8項から第10項までの規定による俸給を支給されている場合における当該育児短時間勤務をしている期間中の独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(18森林総研第1578号)附則第5項の規定については、同行中には「あるのは「には、独立行政法人森林総合研究所職員給与規程の一部を改正する規程(19森林総研第836号)附則第2項の規定により読み替えられた」とする。

理 事 会 資 料
平成19年11月28日
職 員 課

職員退職手当支給規程の一部改正について

I 基本的考え方

「国家公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正及び「国家公務員の自己啓発等休業に関する法律」の制定に伴い、当法人においても国に準じた取り扱いとするため、職員就業規則等関係規程の一部改正を行うとともに、自己啓発等休業に関する規程を制定することとなり、これに伴い退職手当関係についても、国に準じた取り扱いとするため、職員退職手当支給規程を改正することとする。

II 改正の概要

- ① 退職手当の基本額算出に当たって、計算の基礎となる勤続期間から除算する期間について修正(第15条第4項)
 - ・育児短時間勤務をした期間 → 3分の1を除算
 - ・自己啓発等休業をした期間 → 全期間(理事長が定める要件を満たす場合は2分の1)を除算
- ② 退職手当の調整額算出に当たって、計算の基礎となる勤続期間について修正(第13条第1項))
 - ・育児短時間勤務をした期間及び自己啓発等休業をした期間については、理事長が別に定めるものを除き算定対象外

III 改正期日

平成19年10月1日

* 職員退職手当支給規程の改正に伴い、職員退職手当支給規程実施細則についても、国の改正に準じて一部改正を行う。

表对照對日新

主要行事(2007年10月26日~11月27日)

月 日	行 事 内 容	出 席 者
10月26日(金)	第7回理事会	理事長、企画・総務担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、監事
	第59回日本森林学会関東支部大会	研究担当理事
27日(土)	平成19年度樹木医研修受講者面接試験	理事長
30日(火)	食のブランド・ニッポン2007	理事長、企画・総務担当理事
31日(水)	新旧科学技術政策担当大臣との懇談会	理事長
11月3日(土) ~4日(日)	第31回全国育樹祭	理事長
4日(日) ~7日(水)	韓国山林科学院	研究担当理事
4日(日) ~11日(日)	中国林業科学研究院ほか	林監事
5日(月)	府議	理事長
	林木育種事業50周年記念シンポジウム	理事長、企画・総務担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、木下監事
6日(火)	荒井広幸参議院議員・福島県市町村議会議員視察 育種研究発表会	理事長 育種事業・森林バイオ担当理事
7日(水)	新日本監査法人との打合せ	理事長、企画・総務担当理事
9日(金)	樹木医審査委員会	理事長
12日(月)	農林水産地球温暖化対策研究連絡協議会	研究担当理事
14日(水)	合板誕生百周年記念式典	企画・総務担当理事
15日(木)	平成19年度研究評議会	理事長、各理事、監事
16日(金)	平成19年度第2回研究所会議	理事長、各理事、監事
19日(月)	森林研究国際連携ワークショップ	理事長、研究担当理事
20日(火)	第31回独立行政法人評価委員会林野分科会	理事長、企画・総務担当理事
22日(木)	全国林業経営推奨行事賞状伝達贈呈式 JICA集団研修閉講式	理事長 研究担当理事
23日(金)	第46回農林水産祭式典	理事長
26日(月) ~27日(火)	九州地域研究発表会	理事長
26日(月)	第7回産学官連携サミット	企画・総務担当理事
	第6回日本農学進歩賞授賞式	研究担当理事
27日(火)	アグリビジネス創出フェア2007	研究担当理事